

(様式第1号)

令和2年度 第1回 芦屋市障がい者差別解消支援地域協議会 会議録

日 時	令和2年7月28日 火曜日 午後1時30分～3時00分
場 所	市役所本庁舎南館4階 大会議室
出席者	会 長 木下 隆志 副 会 長 森川 太一郎 委 員 杉江 東彦 土田 陽三 田中 友巳 北尾 文孝 杉田 俱子 能瀬 仁美 朝倉 己作 齊藤 登 山中 厚子 中山 裕雅 藤永 紀代美 草野 智和 脇 朋美 藤川 喜正 三芳 学 欠席委員 福島 貴浩 井岡 祥一 安達 昌宏 オブザーバー 中野 美智子 事務局 障がい福祉課 柏原 由紀 長谷 啓弘 川原 聖貴 野田 実沙 高野 晴一郎 関 係 課 地域福祉課 山川 尚佳 吉川 里香 子育て推進課 小川 智瑞子
事務局	障がい福祉課
会議の公開	■ 公 開
傍聴者数	0 人

1 会議次第

(1)開会

開始時点で20人中17人の委員の出席により成立

(2)委員委嘱

(3)委員及び事務局の紹介

(4)会長，副会長の選出

(5)議事

障がい者差別解消関連条例（案）について

(6)その他

(7)閉会

2 提出資料

資料1 芦屋市障がい者差別解消支援地域協議会委員名簿

資料2 芦屋市障がい者差別解消支援地域協議会設置要綱

資料3-1 条例の構成

資料3-2 前回（案）との比較

3 審議経過

(1)障がい者差別解消関連条例（案）について

事務局より、「前回条例案との変更点及び条例名について」説明

(木下会長)

ありがとうございました。

親しみやすい名称ということで、条例名を変更してはどうかという提案です。前回の案にこだわっているわけでもなく、前回もこれどうですかということで左側の案になっていますので、一旦ここでみなさんのご意見をいただきながら、やっぱりこの言葉を入れたいという文言がありま

したら、ぜひ言っていたきたいと思います。いかがでしょうか。

(土田委員)

名称の最初に「芦屋市」はつかないと駄目なのでしょうか。「芦屋市障がい者」となっていますが、「障がい者理由とする差別をなくし誰もが共に暮らせるまち条例」というように、最初に目的を入れた方が分かりやすいのではと思います。最初に「芦屋市」をつけないといけないのであれば仕方ないですが。

(木下会長)

その点はいかがですか。「芦屋市」というのを頭に入れる必要がありますか。

(事務局 柏原)

「芦屋市」を外していいかどうかについて、条例には全体的に「芦屋市」がついていますので、ご意見としてはいただいて、後ほど事務局で確認させていただくということをお願いします。

(木下会長)

逆に「芦屋市」がついていれば、頭じゃなくても大丈夫ですか。

(事務局 柏原)

最後に「芦屋市」が入るということでしょうか。そういった条例を見たことはありませんが、絶対にできないかをこの場でお伝えすることができませんので、そういった意見を踏まえて、法制担当と話をさせていただきたいと思います。

(木下会長)

ありがとうございます。他はいかがでしょう。こんな感じがいいなどありませんか。ちなみに、前回案の「主人公」という言葉はどこから取ったのですか。

(事務局 柏原)

芦屋市障害者児福祉計画第6次中期計画における基本理念のサブタイトルになります。そのサブタイトルが、「私もあなたも主人公になれるまちをめざして」となっていますので、そこから取っています。

ただ、計画全体を通して「主人公」という言葉を使っているので、差別の解消で「主人公」というと狭義的にはならないかというご意見や、抽象的な表現になると目的がぼやけるのではないかとかのようなご意見がある中で、内部で検討しまして削除しております。

(木下会長)

分かりやすくするために、「芦屋市障がい者差別解消条例」というふうにして、下に「誰もが共に暮らせるまちづくり」みたいな形でつけるというのもありということでしょうか。

(事務局 柏原)

そうですね。例えば市民マナー条例も「芦屋市清潔で安全・快適な生活環境の確保に関する条例」が正式名称で、通称市民マナー条例という形になっていますので、見た目は堅い条例名として、一般的には通称名を使うのはありだと思います。

ただ、条例には通称名は載りませんので、愛称として「通称何々条例」という形の取扱いになると思います。

(協委員)

新しい案は無難ですが、何かありがちなように思います。前の案は「あなたも私も主人公に」というのは、きっとそれぞれが自分らしくというような意味があったのだと思いますが、今回の修正案は共に暮らせるまちとなっているので、少し前回案とは意味合いが違うかなと思います。また、前文には「住みなれた地域で自分らしく輝いて暮らせるまち」とあり、その文章と条例名も少し違うような印象を受けます。

(木下会長)

今のご提案だと、前文の「自分らしく輝いて暮らせるまち」というのをテーマに入れたほうがいい、それに合った雰囲気のほうがいいということですね。

(協委員)

どっちがいいのかは分からないですけど、前文とは違いがあるように感じます。ちなみに、前文のこの箇所には後ろに「芦屋」がついてありますね。

(木下会長)

この前文の後ろに「芦屋」とあるのはどういう理由ですか。

(事務局 柏原)

これは先ほどご説明しました中期計画の基本理念になりまして、「障がいのある人もない人も、住みなれた地域で自分らしく輝いて暮らせるまち 芦屋」を目指し、障がい福祉施策を中心に取り組むこととしています。

(杉田委員)

誰もが共に暮らせるとか、輝いてとか、主人公になれるといった表現が、私はあまり好きではなくて、「芦屋市障がいを理由とする差別はダメだ条例」ぐらいに、条例の名前自体が愛称になるようなものはどうかと思います。例えば、「障がいを理由とした差別はいけない条例」とか、「ダメだ条例」みたいにしたほうが、すっと人の心に入る気がします。

確かに誰もが共に暮らせるとかそういった言葉は美しいですが、いろんなところでこの文言を見ているので、同じような表現だと色褪せるような気がします。

(木下会長)

いかがでしょうか。ずいぶん協議のベクトルが変わりました。

(事務局 柏原)

他市では「共に住みよいまちづくり条例」とか「安心して安全に暮らせる条例」といったものがあったり、宝塚市は杉田委員と同じ方向で、「宝塚市障害者差別解消に関する条例」といったそのままの名前だったり、二分しています。

(木下会長)

今ご紹介いただいたのは条例としての名前です。条例名として「差別解消」という文言を使っている市と、「輝いて」とか「共に暮らす」とかの表現をしている市と二極になっています。ただ、杉田委員がおっしゃったのはどちらとも違うベクトルで、「障がい者差別は駄目です」というのをタイトルに入れてはどうか、というものです。

(杉田委員)

せっかくですので、私の意見に対する反対意見もお願いできればと思います。

(北尾委員)

たしかに主人公になれるといった表現はちょっと違和感があります。計画全体の理念にプラス他のことを積み上げないといけないと思いますので、修正案のほうが良いと思います。

共に暮らせるという部分については、これが差別になるのかならないのか、そのときにどう判断したらいいのか、そういったことを考える前提として、「共に暮らせる」ということが共通理解されないと差別は解消できないのではないかなと思っています。まずは、共に暮らせるということをしっかり考えないと差別に視点がいかないのではと思いますので、修正案でいいのではないかと感じました。

(木下会長)

他はいかがですか。

(藤川委員)

条例ということなので、はっきりと分かりやすいほうが間違いなく意味は伝わるとは思います。そうなってくると法律的な意味合いが強くなるのかなというのがあります。条例にはこの内容をもとに市民で理解を深めていって、よりよい社会を作っていこうという意味合いの部分もあると思うので、そういった意味ではこの修正案の少し緩やかな表現のほうが真の理解というところではいいのかなと思います。

(木下会長)

はい、ありがとうございます。他はいかがでしょうか。

(杉田委員)

みなさんの意見を聞いていまして、先ほどの発言から少し修正したいと思います。例えば、「芦屋市障がい者を理由とする差別のない誰もが共に暮らせるまち条例」というふうに「差別をなくし」という動詞ではなく、「誰もが共に暮らせるまち」にかかる形容詞として、「差別のない誰もが共に暮らせるまち条例」という名称でいかがでしょうか。

(木下会長)

ありがとうございます。杉田委員から譲歩した案を出していただきました。

他に意見はありませんか。先ほどの杉田委員が言われた「差別のない誰もが共に」というような表現でいかがでしょうか。

(事務局 柏原)

「芦屋市障がい者を理由とする差別のない誰もが共に暮らせるまち条例」については、修正は可能です。みなさまのご意見をもとにまた内部で詰めていきたいと思っています。

(木下会長)

よろしいでしょうか。では他の修正箇所に移ります。

全体的に左右で違うところはあるのですが、同じことを2回言っているような部分を右側では要約していますので、内容的にはほぼ意味が変わっていないところは黒い網掛けをしていないという理解をお願いします。

その中でも、付け足したり削除したりしているところが網掛けの部分です。2ページを見ていただきまして、定義のところにつけ加えておりますのが、「意思の表明、障がいのある人及びその家族若しくは支援者または事業者から、具体的場面において、社会的障壁の除去に関する配慮を必要としている状況にあることを言語のほか、筆談、身ぶりサイン等障がいのある人が他者とコミュニケーションを図る際に必要な手段により伝えられるものをいう。」というこの定義のところ、前回案では定義がないまま「意思の表明」が出てきますが、「意思の表明」の意味をそれぞれで理解されると困りますので定義に入れました。これが1つ目の追加です。ここは特に問題ないでしょうか。

新規に「不当な差別的取扱いの禁止」という項目を追加しております、「市、事業者及び市民は、不当な差別的取扱いをしてはならない。」という文言を入れました。その代わり、市の責務の左側のところで、差別をしてはならないと規定していましたが、それは削除しています。

次に「市は、その事務又は事業を行うに当たり、障がいのある人等から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合は、合理的配慮を提供しなければならない。」とあり、ここまではいいのですが、その後の「ただし」というところです。「ただし、意思の表明がなくても合理的配慮の必要性が明らか場合は、建設的対話を行うように努めなければならない。」というところ。ここは以前から少し物議を醸していたところで、みなさんからも、「建設的対話」の意味合いや「意思の表明がない場合であっても」というところの線引きが難しいといった意見がありました。

意思の表明については先ほど定義付けしており、それについては配慮をするということの規定しておりますが、ここに「建設的対話」とか「意思の表明がなくても」という文言を入れると全体を通して抽象的になってしまうため削除しました。

一旦ここで区切ります。ここまでで何かご意見はありますでしょうか。実はこの部分を削除するかどうかについては、みなさんの意見をお聞きしたいと思っていました。

今回は意思の表明がなくても配慮は必要なのではないかと思っていたので「建設的対話」という表現で結んでいましたが、意思の表明がない場合の合理的配慮の必要性というものをどのように位置づければいいのか非常に難しく、どうしても分かりにくいというところでしたので、一旦ここから外したほうが後々混乱することがないだろうということで外したわけですが、それでよろしいでしょうか。

～意見なし～

(木下会長)

では意見がないということで、次に進みます。3ページ目の一番上、これは先ほどと同様「不当な差別的取扱いの禁止」で市、事業者及び市民は差別をしてはならないと一括りです。事業者は、差別をしてはならない。」というところを削除しています。

同じページで「政策形成過程への参画」という項目を追加しています。「市は、市政に関する政策形成過程において、障がいのある人からの意見の聴取を行うよう努めるものとする。」としています。これについて、背景など何かありましたらお話していただいてもよろしいでしょうか。

(事務局 柏原)

計画策定においては、各分野の専門家や障がい当事者の方に出させていただいて意見を聞く場面というのは今でも多々ございますが、計画策定ではない場面では、市の合理的配慮が足りなかったために工事をやり直すことになったり、意見を聞く場面が遅過ぎてその計画に反映できなかったりといったことがございました。

全てにおいて当事者の方から意見を聞くということはなかなか難しいとは思いますが、この項

目を入れることで合理的配慮の提供を市の責務として位置づけ、職員の障がい理解を意識づけしたいということで、今回内部で調整をいたしまして入れさせていただいたという背景がございます。

(木下会長)

はい、ありがとうございます。これは、ぜひ入れておきたいと思います。

最後のページですが、「障がいを理由とする差別の解消促進体制の整備」というところで、1つ目の相談に関しては「相談及び助言等」の項目で規定があり、2つ目の芦屋市障がい者差別解消支援地域協議会及び附属の組織において対応するということは、この条例ではなく差別解消法で協議会についての規定がありますので、同じことを書かなくてもいいだろうということで削除していると思いますが、その理解でよろしいでしょうか。

(事務局 柏原)

はい。先ほど会長におっしゃっていただいたとおり、障がいのある人の差別に関する問題解決や発生防止等を図るためのネットワーク構築に関することがこの協議会の所掌事務となっておりますので、ここであえて規定することはないという整理でございます。

(木下会長)

あと、新しい項目が下に2つあります。「施策の実施状況の確認及び評価」というところで、「市は、この条例に基づく施策の実施状況を確認し、及び評価した上で公表し、施策に反映するものとする」というのと、条例には必ずつけるものらしいのですが、「この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。」という項目をつけて完結となります。

ここまでで、最初のほうも含めて何かご意見があればと思います。いかがでしょうか。

(協委員)

すみません。3ページの新規の「政策形成過程への参画」のところ、そこには「障がいのある人」となっていますが「等」は入れないのでしょうか。

(事務局 柏原)

確かにこれは「等」を入れたほうがいいです。こちらは入れさせていただきます。ありがとうございます。

(木下会長)

今ご指摘いただいた「障がいのある人等」について、「等」をつけるものとつけないものについて説明していただいてよろしいでしょうか。

(事務局 柏原)

「定義」の第7号「意思の表明」ですが、そこに「障がいのある人及びその家族若しくは支援者又は事業者」を「障がいのある人等」としております。

今ご指摘のあった部分につきましては、障がいのある人だけではなく、例えばその障がいのある人が意思の表明が難しい場合にはその家族や関わっておられる事業者の方がご本人の意思を尊重した上で伝えられるということもあると思います。「障がいのある人」と「障がいのある人等」については使い分けて入れ込んだつもりでしたが、全体を通して再度精査をさせていただきたいと思います。

(木下会長)

ありがとうございます。他はいかがでしょうか。

1点確認なのですが、前回この条例を作るときに私からお願いしていたのが、調停機能を入れるか、合理的配慮を市内事業者に推進していくための予算をつけるか、そのどちらかは入れてほしいということだったと思います。今回条例の中に入らないのであれば、例えばガイドラインに入れていただく等をしていただきたいと思います。差別解消法という法律がありますので、法律の範囲内でできることをわざわざ条例で規定する必要はないと考えていますが、法律にはない先ほどの2点のどちらかについては入れたいと思っています。その点はどうでしょうか。

(事務局 柏原)

予算についてですが、現在来年度の予算協議で財政、政策部局と話を進めているところではございますが、あくまでも来年度予算となりますので、今この時点で確定的なことを申し上げることはできません。現在まだ協議をしている状況であるということが1点と、調停につきましては、これまでの話の中で、調停やあっせんによらず相談という形で話し合いを進めていきたいということがございますので、今回の条例案には調停やあっせんという文言は入れません。今後の法律の見直しの動向によっては、条例の制定後であっても条例改正する可能性もありますので、そのあたりも視野に入れております。

(木下会長)

ありがとうございます。この辺りで締めたいと思いますがよろしいでしょうか。

～意見なし～

では、スケジュールについて、説明をお願いします。

(2) 障がい者差別解消関連条例(案)について

事務局より、「スケジュールについて」説明

(木下会長)

ありがとうございます。

11月に今年度2回目の協議会を開催するとのことで、みなさんにまた予定を調整していただくこととなります。スケジュールで何かご質問等ありますか。

(草野委員)

9月に議案提出ということですが、それまでに先ほど会長がおっしゃったような調停やあっせんなどを加えるかについては決まっているのでしょうか。

(事務局 柏原)

9月の段階では条例にあっせんなどは含まない、今回資料としてご提示した内容になります。

(草野委員)

11月には具体的にどういふことを話し合うのでしょうか。

(事務局 柏原)

11月の協議会ではガイドラインをご協議いただこうと考えています。この条例の周知方法や

合理的配慮の具体例など、条例を分かりやすくした資料を作りたいと考えていますので、その辺りのご協議になります。

(木下会長)

今回の条例案に関しては、今後11月に作成されるガイドラインや、1月1日に条例が施行されることも含めた内容になると思います。ただ、これから先、あっせん機能を作る、調停機能を作る、もしくはこの条例の中に何か助成が受けられますよというようなものを入れ込もうとしたら、今回の条例では間に合いません。入れ込むためには条例改正が必要になりますので、また次の機会になると思います。

(草野委員)

分かりました。ありがとうございます。

(木下会長)

他はいかがですか。よろしいですか。
では、その他に移らせていただきます。

(3) その他について

(木下会長)

条例から少し離れるお話になるのですが、今日お配りさせていただいた「みんなに優しいお店をつくろう」という資料と「i-Welcome」という資料はありますか。その地域にあるお店などを巻き込みながら、配慮をしているお店にはステッカーを貼らせていただいて、使いやすいお店ですよといったことを周知するといった内容です。ご説明していただいてよろしいでしょうか。

(杉田委員)

この「みんなに優しいお店をつくろう」を作成されたのは芦屋市身体障害者福祉協会の会員の方で、障がい者団体として何をしたらいいかという話の中で、こういう方たちと何か企画ができたらしいねと話したことをきっかけにいろんな資料を集めて作成されました。また、「i-Welcome」にはこんなお店があったらいいなといういろいろな例が書かれています。とても具体的に書かれており、障がいのある人が生活しづらいと感じるようなことを潰していけるアイデアが満載となっています。条例ができた暁には、そういうことをみんなで考えていけたらいいなと思っています。

(木下会長)

ここに載っているのは何か特別なことというよりも、すぐになんとかしていただければそうな内容となっています。条例とは別に、みなさんで具体的に何か盛り上がるようなことを作っていただけらと思いき紹介をさせていただきました。

他に何か周知などはありませんか。事務局からは何かありますか。

(事務局 柏原)

11月に差別解消支援地域協議会を開催させていただきますが、それまでにみなさまから様々な意見をお聞かせいただきガイドラインを作成したいと思っています。中身について、こういう発信の仕方ならとても分かりやすく自分もできるかもしれないというような意見もヒントに

させていただきます、皆様と一緒に作っていかねばと考へております。11月までに個別になると思いますが、ご意見を頂戴する機会を設けたいと思っておりますので、その際はよろしくお願ひいたします。

(木下会長)

では、最後に森川副会長からお願ひします。

(森川副会長)

本日は皆様、貴重なご意見を頂きまして誠にありがとうございました。時間の関係もあつて、全員から意見をお聞きすることができませんでしたので、ぜひ、本日配布されております意見シートをお使ひいただき、またご意見を頂戴できればと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

あと、先ほど事務局から「障害者差別解消法施行3年後の見直し」についてのお話が少しありましたが、昨年の4月に差別解消法が施行されて3年が経過したことから、内閣府に障害者政策委員会というのが置かれまして、現在10回にわたつて見直しについての検討がされています。そして、今年の6月22日にその意見がまとまりまして、内閣府の障害者政策委員会のホームページのほうで公開されております。この委員会は、各当事者団体の代表者の方、障がい者福祉関係の事業者の方や弁護士の方、学識関係者、有識者など、本当に様々な方がお集まりいただき、議論されたものがまとまっていますので、興味のある方はぜひ見ていただければと思ひます。私からは以上でございます。本日はどうもお疲れ様でした。

(木下会長)

ありがとうございました。

では、本日はこれで終わらせていただきます。皆さんどうもありがとうございました。

以 上